

神戸市公告

一般競争入札による不用物品の売買契約について、電子入札への移行等のため、昭和 60 年 10 月 29 日付神戸市公告第 264 号を廃止する。

令和 6 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

定例一般競争入札による不用物品の売買契約について

昭和 60 年 10 月 29 日

公告第 264 号

最終改正 令 2.4.1 公告 13 号

改正 昭 61.10.7 公告 279, 平元.10.3 同 234, 平元.10.17 同 270, 3.1.29 同 420, 3.4.16 同 20, 5.2.2 同 439, 12.4.10 同 21, 平 12.4.10 同 21, 平 15.11.4 同 416, 平 24.4.25 同 63, 令元.9.24 同 701

神戸市において不用の決定をした各種物品の売買契約については、緊急を要する場合その他特別の事情がある場合を除き、昭和 60 年 11 月 1 日から毎月 2 回の定例一般競争入札により締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 4 条の規定により公告します。

昭和 60 年 10 月 29 日

神戸市長 宮崎 辰雄

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 営業許可、届出等を必要とするものについては、当該許可、届出等を有する者であること。
- (3) 神戸市指名停止基準要綱(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)に基づく指名停止を受けている者は、その指名停止期間は、一般競争入札に参加することはできません。

2 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市行財政局契約監理課（本庁舎 1 号館 2 階）

3 入札等の場所及び日時

入札等は、次のとおり行います。ただし、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）に当たる場合には、入札及び下見の日を 1 日ずつ繰り上げ、下見の日が本市の休日に当たる場合には、下見の日を 1 日繰り上げるものとします。

	項目	場所	日時
第一回目	入札に付する事項の閲覧	行財政局契約監理課（本庁舎 1 号館 2 階）	第 1 金曜日から 6 日間
	下見（現場説明）	本市の指定する場所	入札日の前日
	入札	行財政局契約監理課（本庁舎 1 号館 2 階）	第 2 金曜日の午前 9 時から午前 10 時
	開札	本庁舎 1 号館 18 階入札室又は本市の指定する場所	入札締切後即刻
第二回目	入札に付する事項の閲覧	行財政局契約監理課（本庁舎 1 号館 2 階）	第 3 金曜日から 6 日間
	下見（現場説明）	本市の指定する場所	入札日の前日
	入札	行財政局契約監理課（本庁舎 1 号館 2 階）	第 4 金曜日の午前 9 時から午前 10 時
	開札	本庁舎 1 号館 18 階入札室又は本市の指定する場所	入札締切後即刻

4 入札の方法

持参入札によるものとします。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札に付する事項ごとにそれぞれ入札金額の 100 分の 10 以上とします。ただし、神戸市契約規則第 15 条の指名競争入札の参加者の資格を有する者（以下「登録業者」という。）が入札する場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときは、入札保証金の納付を免除します。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とします。ただし、登録業者が契約金額を即納してその物件を引き取るときは、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 入札参加者は、入札保証金を、別に定める納付書により神戸市指定金融機関へ納付し、その領収書を物品の買受入札書と併せて入札当日の午前 10 時までに行財政局契約監理課へ提出してください。
- (4) 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなします。
- (5) 落札しなかった者の入札保証金は、所定の手続完了後返還するものとします。
- (6) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとし、契約保証金は、売却物件の引渡し完了後返還するものとします。

6 契約締結の手続

- (1) 落札者は、落札決定の日から 5 日以内に契約書その他の必要な書類を提出し、かつ、前項第 2 号ただし書きに該当する場合を除くほか、契約保証金を納付して契約を締結しなければならない。
- (2) 前号本文の場合にあっては、契約金額は落札決定の日から 5 日以内に納付しなければならない。ただし、本市が別途指示する場合はこの限りではない。

7 契約金等の納付方法

契約金、入札保証金及び契約保証金の納付は、現金又は銀行保証小切手によるものとします。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。